

# 犯罪被害者等基本計画骨子案（１）

## ～基本方針・重点課題・計画期間について～

（社）被害者支援都民センター  
大久保 恵美子

### 1 基本計画

〔４つの基本方針〕に盛り込むべき理念や考え方

#### 尊厳にふさわしい処遇を受ける権利の保障

これまで、犯罪被害者等は、その権利を尊重されることなく、理不尽にも社会的に阻害され、声を上げることもできないまま、その後も副次的な被害に苦しめられてきた。さらに、加害者に対しては憲法上も種々の権利が保障され、法律上もその権利が尊重されてきた現実を目の当たりにし、犯罪被害者等はその落差にいつそう苦しめられる結果となってきた。

日本国憲法は、第13条で「すべての国民は個人として尊重される」と、規定し個人の尊重をその基本理念としているにもかかわらず、犯罪被害者の置かれた境遇は、その基本理念からはあまりにもほど遠いものと言える。かかる看過できない不当な状況を犯罪被害者等がこれまでも強いられ、現在も強いられ続けていることを前提として、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利として保障されていかななくてはならない。

（上記については、網掛け部分のように、「...を受ける権利を保障すること」に修正していただきたい）

#### 個々の事情に応じて適切に行われること

犯罪被害者等は、ある日突然、全く予想だにしない被害に巻き込まれ、被害直後は一種の麻痺状態に陥ることも多く、被害後直ちに種々の支援を受ける必要があり、早期の支援がその後の被害からの回復等にもかなり有効であることを基本認識として、犯罪被害者等のための施策は、被害後直ちにかつ適切な方法で講じる必要がある。

#### 途切れなく行われること

犯罪被害者等は、被害後、長期間にわたり、苦しみ続け、多くの場合、加害者が刑の執行を終了した後も、完全には被害から回復していない。そのため、加害者が刑の執行を終了した後も、なお犯罪被害者等のための施

策が必要であることを基本認識として、犯罪被害者等のための施策が、被害直後から被害回復に至るまで、途切れなく行われる必要がある。

### **国民の総意を得ながら展開されること**

これまで、犯罪被害者等は単なる興味の関心として世間の牛耳を集めることはあっても、その被害の深刻さ、回復の困難さを正確に理解されることなく、その苦しみを増幅させられてきた上、従前の教育、啓発活動が加害者側の権利等を中心に行われがちだったことを基本認識として、国、地方公共団体はもとより、国民全体が犯罪被害者等に対し、理解し、配慮し、社会全体が協力し合って権利利益の保護に取り組んでいかななくてはならない。

## **2 重点課題**

### **〔5つの重点課題〕**

損害回復・経済的支援への取組み

精神的・身体的被害の回復・防止への取組み

刑事手続きへの関与拡充への取組み

支援等のための体制整備への取組み

国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組み

上記に、「情報提供」を別枠で増やしていただきたい。

理由：犯罪被害者等が求めている様々な支援の中でも、被害直後から刑事裁判終了時まで、「情報提供」を求める被害者の率が高い。

しかし、現状ではその情報を適切に得ることができないことから、被害回復に支障をきたしていることが多い。その現状を考えると、別枠で「情報提供」があっても良いと考える。

別枠が難しいのであれば、 の文章中にあきらかに「情報提供」を示す文言を追加していただきたい。